

「第 7 次水質総量規制に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）」に対する
ご意見と県の考え方

いただいたご意見の概要	<p>県においては浄化槽設置整備事業補助金が県版公開事業仕分けの判定の結果、要改善となり、同補助金制度の見直しに着手されるように聞き及んでいますが、生活排水からの汚濁負荷量の削減のために、浄化槽設置促進事業補助金制度を拡充する必要があると考えます。</p>
県の考え方	<p>平成 24 年度からの県費補助制度については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行うものについて、従来の設置に係る補助に加え、市町が単独処理浄化槽の撤去及び配管に要する費用を補助した場合、上乘せ補助をすることとしました。</p> <p>また、浄化槽の整備促進には設置時の住民負担が少なく、計画的な整備が可能となる市町村整備型による事業実施が重要であることから、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、市町村整備型事業の導入調査に要する費用の補助を実施することとしましたのでご理解下さい。</p>